

快復証明書

快復証明書は、以下の要件を満たす必要があります。

フォーマット	記載内容(人定事項、検体や検査方法等)が変更できる可変媒体(ワード/エクセル/メール本文/テキストメッセージ)ではないこと *以下 3 つの書類を所持していれば、フィリピン国籍に限り、陰性証明書の代わりとして取り扱うことが可能 ① 第一出発便から起算して過去 30 日から 10 日前までの間に検査した陽性を通知する書類 (RT-PCR 検査) ② 第一出発地の出発時間から起算して 48 時間以内に検査した陽性を通知する書類 (RT-PCR 検査) ③ 医療機関より発行された治癒証明書
言語	英語
発行元	医療施設
必要記載事項	上記①②③の書類は以下明記されていること ・隔離措置が完了していること ・症状がないこと ・移動や渡航が許可されていること
快復証明書対象外のお客様	3 歳以下のお客様
その他	-